

熊本市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部改正について

熊本市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例

熊本市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 24 年条例第 94 号）の一部を次のように改正する。

目次及び第 1 章の章名を削る。

第 2 条及び第 3 条を次のように改める。

（定義）

第 2 条 この条例において使用する用語は、児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成 24 年厚生労働省令第 16 号。以下「省令」という。）において使用する用語の例による。

（指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準）

第 3 条 次条から第 7 条までに定めるもののほか、法第 24 条の 12 第 1 項及び第 2 項の規定により条例で定める指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準は、省令に定める基準（省令の改正に際し定められた経過措置に規定する基準を含む。）とする。

2 前項の場合において、省令第 47 条第 3 項中「都道府県知事（指定都市にあっては指定都市の市長とし、児童相談所設置市にあっては児童相談所設置市の長とする。

以下この項及び次項において同じ。）」とあるのは「都道府県知事並びに指定都市及び児童相談所設置市の長（以下「本市等の長」という。）」と、「関して都道府県知事」とあるのは「関して本市等の長」と、「、都道府県知事」とあるのは「、本市等の長」と、同条第4項中「都道府県知事」とあるのは「本市等の長」と読み替えるものとする。

第2章の章名及び同章第1節の節名を削り、第4条を次のように改める。

（評価結果の公表及び外部評価の活用）

第4条 指定福祉型障害児入所施設は、省令第20条第3項に規定する評価の結果を公表しなければならない。

2 指定福祉型障害児入所施設は、前項の評価の実施に当たっては、外部の者による評価を活用するよう努めなければならない。

第2章第2節、同章第3節の節名及び第6条から第40条までを削る。

第41条の見出し中「禁止」を「実施に係る連絡義務」に改め、同条第1項及び第2項を削り、同条第3項を同条とし、同条を第5条とする。

第42条から第51条までを削り、第52条を第6条とし、同条の次に次の1条を加える。

（準用）

第7条 第4条から前条までの規定は、指定医療型障害児入所施設について準用する。

第3章を削る。

附則第2条を削り、附則第1条の条名を削る。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（提出理由）

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第10号）の施行による児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第16号）の一部改正に伴い、指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準を見

直すため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。